

賃貸管理システム利用要領 【ご利用にあたっての注意事項】

第1条 (目的)

本要領は、アットホーム株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「賃貸管理システム」（以下「当システム」といいます。）を利用するために必要な条件その他の基本的事項を定めることを目的とします。

第2条 (定義)

本要領において使用する用語は、特に定めのない限り、アットホーム全国不動産情報ネットワーク利用約款における定義に則るものとします。

2. 本要領において「ATBB」とは、当社が運営する不動産業務総合支援サイトATBBをいいます。
3. 本要領において「利用者」とは、当システムを利用する方をいいます。
4. 本要領において「管理戸数」とは、当システムで管理できる不動産物件情報の上限をいいます。
5. 本要領において「契約プラン」とは、管理戸数及び第4条第1項各号に掲げるプランから利用者が選択した当システムの利用範囲をいいます。
6. 本要領において「請求書WEB」とは、適格請求書等保存方式（インボイス制度）に基づく適格請求書を発行することができるシステム「請求書WEB（インボイス機能）」をいいます。
7. 本要領において「当システム等」とは、当システム及び請求書WEBの総称をいいます。
8. 本要領において「本契約」とは、本要領に基づき利用者と当社間で締結される、当システムの利用契約をいいます。
9. 本要領において「ライセンス」とは、当システムを利用者が利用できる権限のことをいいます。

第3条 (利用資格)

当システムの利用を希望する方は、当社所定の様式により、申し込むものとします。

2. 当社は、ATBBを利用する方に対して利用を認めるものとします。
3. 前項に規定する要件を充たす方であっても、当社の審査により、利用を認めないことがあります。

第4条 (契約プラン)

利用者は、当システムの利用にあたり契約プランとして、以下の各号に掲げるプラン及び管理戸数から自らの当システムの利用範囲を選択するものとします。

- (1) 台帳プラン
- (2) 契約管理プラン
- (3) 家賃管理プラン

2. プラン及び管理戸数の詳細は、当社所定の資料に記載するものとします。

第4条の2 (請求書WEB)

当社は、契約管理プラン又は家賃管理プランを選択した利用者に対し、無償で請求書WEBを提供します。ただし、当該利用者が利用するプランを台帳プランに変更した場合、当該利用者は請求書WEBの利用権限を喪失します。

第5条 (オプション)

利用者は、当システムの利用にあたり、次号に掲げるオプションを追加することができます。

(1) 追加ライセンス

本契約を締結すると、基本ライセンスとして、5ライセンスが利用者に付与されます。この基本ライセンス以外に、1ライセンス単位でライセンスを追加することができるサービスです。

(2) 店舗オプション

同一法人内の複数の店舗で当システムを利用する場合、個々の店舗で本契約を締結することなく、法人単位で本契約を締結でき、かつ、各店舗の情報を店舗間で共有できるサービスです。

また、当社は、特に必要と認めたときは、別法人の店舗間においても、「店舗オプション」の利用を認めることがあります。

(3) オンラインサポート

オンラインで当システムの操作方法等を説明するサービスです。

(4) 訪問サポート

利用者の店舗に訪問し、対面で当システムの操作方法等を説明するサービスです。

(5) 追加容量オプション

当システムに保存できるドキュメントの容量を5GB単位で追加することができるサービスです。

2. オプションの詳細は、当社所定の資料に記載するものとします。

第6条 (契約プラン、オプションの変更)

利用者は、契約プラン又はオプションの利用について変更する場合、当社指定の書面により当社に届けるものとします。なお、変更の届出とその適用については、各号に定めるところによります。

- (1) 次に定めるものは、月の途中からでも変更することができ、当社が届出を受領した日の2営業日（当社の営業日をいうものとし、以下同様とします。）後から適用されます。

イ 契約プランのうち、プラン及び管理戸数の一方若しくは双方を上位（使える機能・管理戸

数が多いものをいい、以下同様とします。)に変更する場合

ロ オプションを追加する場合

- (2) 次に定めるものは、毎月1日からのみ変更ができ、変更する場合は前月末日の2営業日前までに届出を行うものとします。

イ 契約プランを下位(使える機能・管理戸数が少ないものをいうものとし、以下同様とします。)に変更するものが含まれている場合(契約プランのうち、いずれかを上位に変更する場合であっても、下位に変更するものが含まれていれば、本条項に該当します)。

ロ オプションを削減する場合

2. 利用者は、管理戸数を下位に変更した場合、変更の日の属する月の翌月末日までに、当システムに登録されている不動産物件情報が、変更後の管理戸数以下となるように、当システムから不動産物件情報を削除するものとします。管理戸数変更日の属する月の翌月末日時点において、変更後の管理戸数を超える不動産物件情報が登録されている場合、利用者は、当システムにログインすることができなくなります。
3. 前項に該当し、当システムにログインすることができなくなった利用者は、本契約を解約するか、当システムに登録している不動産物件情報を削除するかを選択するものとします。
4. 前項において利用者が当システムに登録している不動産物件情報を削除することを選択した場合、当社は、当システムを利用するためのパスワードを設定するメールを送付します。利用者は、再度パスワードを設定して、当システムにログインし、不動産物件情報の削除を行うものとします。ただし、管理戸数変更の日の属する月の翌々月末日(以下、本条において「期限日」といいます。)までに、当システムに登録する不動産物件情報を、変更後の管理戸数以下となるように、不動産物件情報を削除することができない場合、当社は期限日をもって本契約を解除するものとします。

第7条 (ATBBにおける不動産物件情報の公開)

利用者は、当システムに登録された空室情報を、ATBBを通じて公開することができます。その際の公開に関するルールは、当社が別途定めるアットホーム全国不動産情報ネットワーク利用約款、利用要領及び細目規定が適用されます。

第8条 (利用許諾)

利用者は、利用者が当システム等に登録した情報のうち個人情報に該当しない情報を、当社が統計加工し、利用することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。

す。

第9条 (当システム等提供に関する役割)

当社は、当システム等を利用者に提供するにあたり、当システム等の運営、保守及び管理を、株式会社ビジュアルリサーチ(東京都港区赤坂5-2-20 赤坂パークビル 23F。以下「ビジュアルリサーチ」といいます。)と共同して実施します。よって、ビジュアルリサーチが、利用者の情報や、利用者が当システム等に登録した情報を管理・保管したり、サポートサービスを実施したりすることがあります。

第10条 (有効期間)

本契約は、利用申込書記載の「システム利用開始日」から1年間で満了するものとします。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、当社所定の様式により解約の申出がない場合、本契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

第11条 (利用料)

利用者は、所定の利用料等を支払うものとし、料金の詳細は、所定の申込書等に記載のとおりとします。

2. 当社は、前条に規定する期間中であっても、当システムの変更、経済情勢の著しい変動等の事由が生じた場合、所定の利用料等を変更することがあります。
3. 利用者は、本契約が有効期間の満了、解約又は解除により月の途中において終了した場合、当該月の利用料を支払うものとします。

第12条 (解約)

利用者は、本契約の解約を希望する場合は、解約を希望する日の1ヶ月前までに、当社に対して、所定の書面をもって申し出るものとします。

第13条 (遵守事項)

利用者は、当システム等を、自らのために利用するものとし、店舗オプションを利用する場合を除き、第三者(同一法人内の他の店舗、部署等を含みます。)に当システム等の利用をさせてはならないものとします。

第14条 (ID及びパスワードの管理)

利用者は、善良な管理者の注意をもって当社の提供するID及びパスワードを管理するものとし、これらを第三者に貸与し、又は使用させることはできないものとします。

2. 利用者のID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤及び第三者による使用等により、利用者又は第三者に損害が生じた場合は、当該ID及びパスワードを管理する利用者が責任を負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 利用者は、第三者によるID又はパスワードの不正使用又は不正使用の疑いを認めたときは、直ちに当社に連絡

のうえ、当社の指示に従うものとします。

第15条（解除及び利用制限）

当社は、次の各号に掲げる事由の一に該当する利用者との本契約を解除することができ、又は当該利用者に対する当システム等の利用を制限することができるものとします。

- (1) 本要領等に違反したとき
 - (2) 当社が当システム等の提供継続が不相当であると判断したとき
 - (3) 利用者が第3条第2項に定める利用資格の要件を満たさなくなったとき
2. 前項のほか、当社は、第6条第2項に定める利用制限（ログインの制御）及び同条第4項に基づく本契約解除をすることができるものとします。

第16条（データの消去）

本契約が、契約期間の満了、解約又は解除により終了した場合、一定期間経過の後、当社は利用者に対し事前に通知又は催告することなく、当システム等に利用者が登録した情報等を当システム等に係るサーバから完全に消去できるものとします。その際、当社は当該データのバックアップ、復旧、及び利用者へ譲渡は行いません。

第17条（当システム等の停止）

当社は、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、当システム等を停止することがあります。

- (1) 当システム等運営用設備の保守又は工事等やむを得ないとき
 - (2) 天災地変その他の不可抗力事由が発生し、又は発生する恐れがあるとき
 - (3) 当システム等運営用設備に障害が発生し、又は発生する恐れがあるとき
 - (4) 加入プロバイダのシステム休止等の理由により、当システム等が稼動不可能なとき
 - (5) 当システム等の運営上、全部又は一部を停止すべきものと判断したとき
2. 前項の規定により当システム等を停止する場合、当社は利用者に対し、あらかじめその旨を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第18条（責任の制限）

当社は、当社が当システム等の提供を停止又は中止したことにより生じた利用者のいかなる損害についても、責任を負わないものとします

2. 当社は、当システム等の提供にあたり必要な範囲で当システム等に登録されたデータをバックアップいたしますが、当該データが何らかの事由により毀損又は滅失した場合であっても、当社は当該毀損又は滅失したデータ

を復元する義務を負わず、また、当該データの毀損又は滅失により生じた利用者のいかなる損害についても、当社は責任を負わないものとします。

3. 利用者が使用する通信端末の種類や契約形態、端末設定又は通信電波状態等により当システム等の利用等ができない場合があります。この場合、利用者に生じたいかなる損害に対しても当社は責任を負わないものとします。

第19条（仕様等の変更）

当社は、利用者に対してあらかじめ通知することなく、当システム等の仕様、名称、デザイン等を変更、追加又は廃止することができるものとします。

第20条（本要領の取扱い）

当社は、必要に応じて本要領を変更することができるものとします。本要領を変更する場合、当社は、あらかじめ利用者に対して変更内容及び変更日を告知するものとします。

2. 本要領のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本要領等の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して効力を有するものとします。
3. 本要領に定めのない事項については、アットホーム全国不動産情報ネットワーク利用約款、その他細目規定を準用します。

附則 本要領は2024年5月17日より適用します。

賃貸管理システムオプション SMSお知らせサービス利用要領 【ご利用にあたっての注意事項】

第1条 (目的)

本要領は、アットホーム株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するSMSお知らせサービス（以下「当サービス」といいます。）を利用するために必要な条件、その他の基本的事項を定めることを目的とします。

第2条 (定義)

本要領において「利用者」とは、当サービスを利用する方をいいます。

2. 本要領において、「賃貸管理システム」とは、当社が別途有償で提供するシステム「賃貸管理システム」をいいます。
3. 本要領において「SMS」とは、電話番号を宛先にしてメッセージをやり取りするサービスをいいます。
4. 本要領において「SMSシステム等」とは、当社が使用許諾を受ける、当サービスを運営するために必要となるシステムや設備及び電気通信回線をいいます。
5. 本要領において「SMSシステム等提供者」とは、SMSシステム等を当社に対して提供する使用許諾者をいいます。
6. 本要領において「当サービス運営用設備」とは、SMSシステム等その他の当サービスを運営するために必要となる一切の設備をいいます。
7. 本要領において「集計データ」とは、利用者毎の送信通数の集計データ、及び利用者への請求の基となる利用実績通数の集計データをいいます。
8. 本要領において「本契約」とは、本要領に基づき利用者と当社の間に締結される、当サービスの利用にかかる契約をいいます。

第3条 (利用資格)

当社は、「賃貸管理システム」を契約している方に対して、当サービスの利用を認めるものとします。

2. 前項に規定する要件を充たす方であっても、当社の審査により、利用を認めないことがあります。

第4条 (利用申込み)

当サービスの利用を希望する方（以下、本条において「希望者」といいます。）は、当社所定の様式により申し込むものとします。

2. 当社は、希望者の当サービス利用を認める場合、賃貸管理システム上で当サービスを利用可能な状態とするための措置を講じます。当社が当該措置を講じた時をもって、本契約が成立するものとします。

第5条 (当サービスの内容)

当サービスは、利用者が利用者の顧客等に対し、賃貸管理システム上から、SMSにてメッセージ送信を行うことができるサービスです。なお、当サービスの提供は日本国内に限ります。

2. 当サービスの詳細は、本要領に定める他、当社所定の各種資料に記載するものとします。

第6条 (データの取扱い)

当サービスを利用して利用者が送信する情報については、利用者の責任で送信されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についても当社は責任を負わないものとします。

2. 利用者は、当サービスを利用して情報を送信する場合、利用者がその著作権その他の知的財産権ないしその利用権、その他の権利を持つ情報を送信するものとします。
3. 当社は、当社が当サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、当サービスにおいて利用者が送信する情報について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。
4. SMSシステム等提供者が当該SMSシステム等に関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、当社は当該システム等提供者に対し当サービスにおいて利用者が送信する情報について、監視、分析、調査等必要な行為を許諾することができるものとします。
5. 当サービスを利用して利用者が送信する情報については、利用者自らの責任で管理するものとし、かかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、当社は責任を負わないものとします。

第7条 (個人データの提供)

当サービスを利用するにあたり、利用者は、利用者が賃貸管理システムに保有する個人データのうちSMS送信にかかる電話番号及び本文を、賃貸管理システムを通じてSMSシステム等提供者である株式会社リンクス（東京都千代田区神田練堀町3番地。以下本条において「リンクス」といいます。）に提供する必要があります（リンクスでは、利用者から提供を受けたデータに基づき集計データを作成し、当該集計データより企業名、個人を特定しない統計数値をリンクスのサービスに関する統計資料として利用することがあります）。

利用者は、当該個人データの提供にあたり、自らの責任において個人情報保護法上必要な措置を講じるものとします。

第8条 (善管注意義務)

当社は、本契約の有効期間中、善良なる管理者の注意をもって当サービスを提供するものとします。

2. 当社は、利用者に対する当サービスの提供に関して必要

となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託することができるものとします。

第9条（自己責任の原則）

利用者は、当サービスで送信するSMSの送信先に対して、原則として事前にSMSを送信する旨の承諾を得るものとします。SMSの送信は利用者の責任で行われるものであり、それに起因する損害について当社は責任を負わないものとします。

2. 利用者は、当サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。利用者が当サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
3. 利用者は、その故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害（当社及びSMSシステム等提供者による対応に要する弁護士費用を含みます。）の賠償を行うものとします。

第10条（禁止事項）

利用者は当サービスの利用に関して、自ら以下の行為を行わないものとします。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律、個人情報の保護に関する法律、特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、その他法令の定め違反する行為
- (2) 公序良俗に反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
- (3) 詐欺、業務妨害等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
- (4) 当社に無断で、契約実態や安全性を証明できない電話番号やURLをSMS本文に記載する等、SMSに対する信頼を揺るがす行為
- (5) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (6) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
- (7) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (8) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
- (9) 迷惑メール・スパムメール等を送信する行為
- (10) 当社若しくは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又

はその名誉若しくは信用を毀損する行為

- (11) 他人の肖像権、プライバシーを侵害する行為
 - (12) 当社若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (13) 第三者の設備等又は当サービス運営設備の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - (14) 当社又は利用者が所属する業界団体の内部規則、若しくはSMSシステム等提供者が所属する業界団体の内部規則、及び各携帯電話事業者が指定するガイドラインに違反する行為
 - (15) 当サービスの内容や当サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
 - (16) 第三者になりすまして当サービスを利用する行為
 - (17) 本要領等に違反して、第三者に当サービスを利用させる行為
 - (18) 当社又はSMSシステム等提供者と同種又は類似の業務を行う行為
 - (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様、目的でリンクをはる行為
 - (20) その他、当社が不適当と判断する行為
2. 利用者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
 3. 当社は、当サービスの利用に関して、利用者の行為が本条1項各号のいずれかに該当するものであること又は利用者が送信する情報が本条1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、利用者への事前の通知若しくは催告を要することなく、直ちに当サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、中止し、又は本条1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、利用者の行為又は利用者が送信する情報を監視する義務を負うものではありません。

第11条（ガイドライン等の遵守）

利用者は、当サービスの利用期間中、別紙1及び2に掲げる携帯電話事業者のガイドライン等を遵守するものとします。

2. 携帯電話事業者のガイドライン等は、各事業者の裁量により予告なしに変更される場合があります。
3. 利用者が本要領等に違反した場合で、利用者の責に帰すべき事由により当社が携帯電話通信事業者又はSMSシステム等提供者から全社的サービスの停止を余儀な

くされるような場合、当社は利用者に対して、損害賠償を請求する権利を有します。請求範囲には、当社が被った風評被害並びに全社的サービスの停止により当社が他の利用者の損害を賠償した場合はその賠償額も含みます。

4. いかなる場合においても、利用者が法律及びガイドライン等に違反した場合、その結果について当社は責任を負わないものとします。

第12条（有効期間）

本契約は、本契約成立の日から1年間で満了するものとします。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、当社所定の様式により解約の申出がない場合、本契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

第13条（利用料）

利用者は、当サービスの利用にあたり、所定の利用料等を支払うものとし、料金の詳細は、利用申込書等に記載のとおりとします。

2. 本契約が解除又は解約その他の理由により終了した場合であっても、当社は利用者に対し、既納の利用料及びその他の費用は一切返還しないものとします。
3. 当社は、前条に規定する期間中であっても、当システムの変更、経済情勢の著しい変動等の事由が生じた場合、所定の利用料等を変更することがあります。

第14条（解約）

利用者が本契約の解約を希望する場合は、解約の1ヶ月前までに、当社所定の様式により申し出るものとします。

第15条（解除及び利用制限）

当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する利用者との本契約を解除することができ、又は当該利用者に対する当サービスの利用を制限することができるものとします。

- (1) 本要領等に違反したとき
- (2) 賃貸管理システムの利用者の地位を喪失したとき
- (3) 当社が当サービスの提供継続が不適当であると判断したとき

第16条（当サービスの停止・中止）

当社は、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、当サービスを停止することができるものとします。

- (1) 当サービス運営用設備の保守又は工事等のやむを得ないとき
- (2) 天災地変その他の不可抗力事由が発生し、又は発生する恐れがあるとき
- (3) 当サービス運営用設備に障害が発生し、又は発生する恐れがあるとき
- (4) 当サービス運営用設備又は加入プロバイダのシステム休止等の理由により、当サービスが稼働不可能

なとき

- (5) その他、当サービスの運営上、当社システムの運営の全部又は一部を停止すべきものと判断したとき
2. 前項の規定により当サービスを停止する場合、当社は利用者に対し、あらかじめその旨を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第17条（仕様等の変更）

当社は、利用者に対してあらかじめ通知することなく、当サービスの仕様、名称、デザイン等を変更、追加又は廃止することができるものとします。

2. 当サービスの全てを廃止する場合には、当社は利用者に対し、あらかじめその旨を通知するものとし、廃止日をもって本契約を終了することができるものとします。

第18条（責任の制限）

利用者又は利用者の顧客等のSMS受信者が使用する通信端末の種類や契約形態、端末設定又は通信電波状態等により当サービスの提供を受けられない場合があります。この場合、利用者に生じたいかなる損害に対しても当社は責任を負わないものとします。

2. 当サービスの利用に関し利用者の顧客等その他の第三者との間で紛争が生じ、利用者に損害が生じた場合であっても、当社は、利用者に生じた損害について一切責任を負わないものとします。
3. 当社が当サービスの提供を停止又は中止、当サービスの仕様、名称、デザイン等を変更、追加又は廃止、当サービスの全てを廃止したことにより生じた利用者のいかなる損害についても、当社は責任を負わないものとします。
4. 当社及びSMSシステム等提供者の善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない当サービス運営用設備への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受等により生じた利用者のいかなる損害についても、当社は責任を負わないものとします。
5. 当サービス運営用設備のうち、当社及びSMSシステム等提供者の製造にかかわらないハードウェア又はソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS）及びデータベースに起因して発生した障害により生じた利用者のいかなる損害についても、当社は責任を負わないものとします。
6. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・搜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分により生じた利用者のいかなる損害についても、当社は責任を負わないものとします。
7. 再委託先又はSMSシステム等提供者（以下、本条にお

いて「再委託先等」といいます。)の選任・監督につき当社に故意又は重過失がない場合、再委託先等の業務に関して生じた利用者のいかなる損害についても、当社は責任を負わないものとします。

8. 当社及び再委託先等の責に帰すべからざる事由により生じた利用者のいかなる損害についても、当社は責任を負わないものとします
9. 何らかの理由により当社が利用者に対し責任を負う場合であっても、その損害の賠償金額は当該利用者が当サービスにつき過去1ヶ月間に当社に支払った対価の総額を上限とし、特別損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。
10. 前各項の規定は、利用者に生じた損害が当社の故意又は重大な過失による場合は、適用されないものとします。

第19条（本要領の取扱い）

当社は、必要に応じて本要領を変更することができるものとします。本要領を変更する場合、当社は、あらかじめ利用者に対して変更内容及び変更日を告知するものとします。

2. 本要領のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本要領等の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して効力を有するものとします。
3. 本要領に定めのない事項については、アットホーム全国不動産情報ネットワーク利用約款、賃貸管理システム利用要領その他の細目規定を準用します。

附則本要領は2020年5月14日より適用します。

別紙1 KDDI 株式会社が定める利用規則

1. 当サービスを利用する場合、事前に次の同意を得ること。
と。a u携帯電話の契約者（以下、「a u加入者」という。）にSMS（Cメール）を配信（以下「本件配信」という。）するにあたり、a u加入者より、事前に本件配信の許諾（以下「本件許諾」という。）を得ること。
なお、本件許諾は、少なくとも、a u加入者が保有するa u携帯電話の契約者回線におけるSMS（Cメール）安心ブロック機能の設定の如何にかかわらず、URLや電話番号が記載された内容が含まれる本件配信がなされることについての同意、及び本件配信に係るKDDIの免責を含んだものでなければならず、その具体的な内容、取得方法等について、事前にKDDIからの同意を得なくてはならない。（※1）また、KDDIから要請がある場合は、本件許諾に係るログ情報又はその他の情報で本件許諾の取得を証明する資料を、遅滞なく提供すること。
2. 当サービスを用いて、a u加入者が迷惑と感じるSMS（Cメール）（以下「迷惑メール（※2）」という。）を送信しないこと。なお、迷惑メールを送信している事実が疑われる場合、当サービスの提供を停止することもあります。

（※1）提出する情報

- ・配信予定メッセージの内容
- ・許諾の取得方法

（※2）迷惑メールの定義

迷惑メールには次の内容を含むが、これらに限定されないものとする。

- (1) 公序良俗に反する内容を含むもの
- (2) 反社会勢力に属する又はその関連が疑われる者が運営する事業に関するもの
- (3) 青少年に有害なもの（成人向けサービス、出会い系要素を含むもの）
- (4) 社会通念上の倫理に反するもの
- (5) 法規、条例に違反するもの（発信国、受信国それぞれの法規制に違反しないこと）
- (6) 第三者の知的財産権を侵害し又はそのおそれがあるもの
- (7) 詐欺、ねずみ講、マルチ商法等の疑いがあるもの
- (8) 本件許諾の内容を逸脱した内容（例：無差別的な広告等）を含むもの
- (9) 上記の他、au 加入者又は第三者からの申告に基づく調査の結果、KDDI が不適切と判断したもの

別紙2株式会社NTTドコモが定める利用規則

1. 当サービスをご利用する場合、事前に携帯契約者にSMS送信の承諾を得ること
2. SMS送信の停止を依頼した携帯契約者への送信は停止すること
3. 事業譲渡、分割、合併等により当サービスをご利用する主体が変更される場合、定期的にSMS送信をすることを承諾していた携帯契約者にその旨を通知すること
4. 当サービスのご利用を終了するときは、あらかじめ、定期的にSMS送信をすることを承諾していた携帯契約者にその旨を通知すること